

19世紀後半イギリスにおける環境保護運動

－共有地保存運動を中心に－

佐久間 亮

はじめに

イギリスにおける自然環境保護のころみは19世紀にはじまるものではない。たとえば、すでに16世紀には深刻化する森林枯渇 deforestation への危機感が表明され、以降その保全策が幾度となくとられている。とくに有名なのがチャールズ1世 Charles I がおこなった森林法遵守の強制措置であり、これは激しい反発を招きつつも、共和政期にも引き継がれる。そのころみは森林を資源として持続的に利用することに主眼をおくものであり、その目的は海軍用の造船資材の供給であった。海軍への木材資源確保の試みは、1691年以降ニュー・イングランドの森林保全計画へと移植され、現地での激しい抵抗を惹起することになる⁽¹⁾。

国家（国王）主導による森林保全のころみは国内でも反発を招いた。そして、1685年頃までには撤退を余儀なくされ、18世紀以降自然環境保護の主要な舞台は植民地へと移る。とくに植民地化による環境の激変が著しい（と感じられた）セント・ヘレナ島、あるいはセント・ヴィンセントを中心とする西インド諸島といった島嶼植民地が初期の実験場となった。そうした地域では環境の激変によって植民地支配が動揺をきたすことが懸念されたのであるが、そこでころみられた森林枯渇や土壌侵食の防止策は一定の成果を収めることになった。その背景には本国には存在しないような、植民地政府と東インド会社という強力な行政機構の存在があり、19世紀にいたって、専門的 state scientist を輩出しつつ、インド西部へとその舞台を移すこととなる⁽²⁾。

こうした植民地の状況とは対照的に、17世紀に挫折して以降英本国では森林、荒蕪地等の「開発」が推進されていった。この議会による「囲いこみ」の過程は周知のとおりであろう。そして、後述するように「開発」優先の姿勢に変化が生じるのが19世紀半ばのことなのである。その時点で、本国でも自然環境保護運動が本格的に登場することになるのだが、そこにはこれまでとは異なる特徴が二点みられる。一つは、その担い手が植民地での経験とは異なり、この時期続々と設立されたヴォランタリな諸団体であったということである。その嚆矢として1865年に設立された共有地保存協会 Commons Preservation Society は全国的組織を伴う最初の自然保護団体であり、ここでの活動を通じて形成されたミドル・クラスを中心とする人的ネットワークがこれ以降の諸団体設立の核となり、様々な保護運動の雛形となったといつてよい⁽³⁾。また、そのことからわかるように、森林や荒蕪地を開発から守り、自然の状態のままにいかん保つかがこの時期の自然保護運動での関心の中心を占め、また、もっとも著しい成果を収めたものでもあった。本稿でもこの共有地保護の運動に焦点を据えることにす

る。

もう一つは、自然保護の目的・理念の変化である。この変化の一般的背景として、キース・トマスは『人間界と自然界』のなかで、18世紀後半から19世紀にかけて、イギリス人と自然界の関係における逆転現象が広範囲にわたってみられたと主張する。すなわち、自然を搾取し、利用すべき資源としてのみみる人間中心的な姿勢から、これを保護し慈しむ対象とする姿勢への変化が生じたとし、人々の自然環境への感受性のこの「不可逆的变化」の原因を自然誌上の諸発見とロマン主義の広がりから求めている⁽⁴⁾。これに対して、ジョン M. マッケンジーは『自然の帝国』のなかで批判を展開する。かれはトマスの言う「感受性の変化の時代」は同時に、貴族・ジェントルマンの狩猟への嗜好が専門職ミドル・クラスにまで広がりをみた時代でもあったとし、またこの「狩猟崇拜」 hunting cult が19世紀末には本国に留まらず、遠くインドやアフリカ南部にまで移植されたことを実証している。マッケンジーによると、この狩猟熱の広がり自体ロマン主義を背景とするのだが、ロマン主義と「感受性の変化」との関係はそう単純なものではない。たしかに、トマスが指摘するように、19世紀にいたって動・植物保護のための法律が次々と制定され、また、有名な動物虐待防止協会 Society for the Prevention of Cruelty to Animals も1824年に設立されている。しかし、この団体は民衆のおこなう熊虐めや闘鶏を禁圧こそすれ、エリートによる狐狩りや、鹿追いをも同様に「血なまぐさいスポーツ」 bloody sports として攻撃対象とすることはけっしてなかった。厳格な規則に基づいた狩猟はエリート的人格陶冶に役立つこそすれ、規制すべき対象ではなかったのである。かれらの活動は動物への「感受性」よりも、血を流し苦痛に身悶える動物を見て喜ぶ下層民の道徳性への懸念に動機づけられたものであった。それこそが抑制され、改良さるべき対象だったのである⁽⁵⁾。後述するように、こうした動機づけはこの団体のみ特徴的なものではない。

さて、共有地保存協会を中心としておこなわれた共有地保存の運動は、これまで環境保護運動・思想の着実な発展の一部として評価され、論じられてきた⁽⁶⁾。本稿では、これを「自然への感受性の不可逆的变化」という漠然とした過程の一部として、環境保護思想・運動史という閉じられた空間⁽⁷⁾の中でのみ評価するのではなく、ヴィクトリア中期の社会的文脈のなかに位置づけ、検討してみたい。それは一つには、この活動を担ったミドル・クラスの理念の時代性をあきらかにすることであり、また、この運動の中で自然環境保護の対象となった地域の住民に、それがどのような影響を与えたのか、さらに住民の伝統的な生活や権利に対して、自然保護というこの時代あらたに立ち現れた「公共性」の主張がいかなる意味をもったのか、地域に即して検討してみることである。これらが本稿の課題である。

註

- (1) イングランドでの森林保全の試みは、じつはウィリアム征服王以来の森林法政策にその起源がある。しかし、厳格な森林法の強制は中世来の怨嗟的であり、この法体制は1217年に国王ジョンの公布した forest Charter によって弛緩し、以降森林伐採が急速に進行することになる。この過程に歯止めをかけたのがチャールズ1世の政策であった。イギリス御料地と森林法について、またこの政策と海軍との関係についてはそれぞれ、J.C.Fox, *The Royal Forests of England*, 1905, D.Albion, *Forest and British Seapower*, 1926. の古典的研究を参照のこと。また、この期の保全政策をより長期的、およびグローバルな

パースペクティブのもとに論じたものとして、R. H. Grove, “Colonial Conservation, Ecological Hegemony and Popular Resilience: towards a Global Synthesis”, in J. MacKenzie (ed.), *Imperialism and the Natural World*, 1990. 参照。

(2) 以上の過程については、R. H. Grove, *Green Imperialism: Colonial Expansion, Tropical Island Edens and the Origins of Environmentalism, 1600-1860*, 1995. 参照。ここで、グローヴはイギリスを含めた欧米の環境保護運動と思想における植民地での体験のもたらした影響の重要性について力説している。筆者もこれらのプロセスに関して別稿を用意している。

(3) 19世紀後半の環境保護を目的

とする主要な諸団体は、ミドル・

クラスを中心とする比較的狭い

範囲の人的交流の産物であった。

右の表①は、19世紀後半イング

ランドの主な環境保護団体の創

設時の主要メンバーと共有地保

存協会のメンバーの重なり合い

を示したものである。これだけ

でも、この時期の保護運動の中

で協会が占めていた位置が理解

できるであろう。また、現在の

イギリスの代表的な環境保護団

体であるナショナル・トラスト

も、この協会を母胎として結成

されたといつてよい。ナショナル

ル・トラストが1895年に成立し

た際、協会はトラスト評議会の

メンバーであり、また当時協会

の顧問弁護士をつとめていたR.

ハンター Robert Hunter がトラスト執行委員長に就任している。

(4) K. Thomas, *Man and the Natural World: Changing Attitudes in England 1500-1800*, 1983 (山内監訳『人間界と自然界-近代イギリスにおける自然観の変遷-』法政大学出版局、1989年)

(5) J. M. MacKenzie, *The Empire of Nature: Hunting, Conservation and British Imperialism*, 1988, pp. 26-7.

(6) こうした研究の典型として、この団体に関わったメンバー、とくにその中心メンバーであるオクタヴィア・ヒル、ロバート・ハンター、ハードウィック・ロンズリの生いたちやその思想形成をあつかった、B. A. K. McGaffey, “Three Founders of the British Conservation Movement, 1865-1895: Sir Robert Hunter, Octavia Hill and Hardwicke Drumond Rawnsley” (Ph. D. diss, Texas Christian University), 1978. がある。一般に、この協会も含めてこの時期の環境保護運動については、参加した運動家の思想的系譜をたどる評伝的研究が書かれるか、後のナショナル・トラストに連なる運動の発展史の一部として扱われるかのいずれかの傾向がある。協会にかんする我が国で唯一の研究として、平松 紘「イギリス「入会地保存協会」創成期における活動-入会の比較研究のための準備的考察-」『青山法學論集』26-3・4 (1985年) 19-47頁がある。ここでは、共有地にかかわる土地制度史上の転換において協会の果たした役割という法制史の観点から検討が加えられている。

表① 19世紀後半のおもな環境保護団体と主要メンバー (下線はCPSのメンバー)

1876年	Kyrle Society (ロンドンのイースト・エンドでの公園建設に従事) <u>Octavia Hill</u> , William Morris, <u>Robert Hunter</u>
1877年	Society for the Protection of Ancient Buildings (歴史的建造物の保存活動) William Morris, <u>James Bryce</u> , <u>John Lubbock</u> , John Ruskin, Thackeray Turner
1881年	National Footpath Preservation Society (国立公園運動の先駆) <u>James Bryce</u>
1882年	Metropolitan Public Gardens Association Reginald Brabazon, Earnest Hart, <u>George John Shaw-Lefevre</u> , <u>James Bryce</u> , <u>Richardson Evans</u> , <u>John Lubbock</u> , <u>Lord Mount-Temple</u> , Henry Peek
1883年	Lake District Defense Society (1882年 Derwent Water and Borrowdale Defense Committee として創設、英国北西部湖水地方の景観保全) <u>Hardwicke Rawnsley</u>
1885年	Selborne League
1885年	Plumage League 両団体は1886年に合同して Selborne Societyに (森林保全、動植物、とくに鳥類保護) George Musgrave, Francis Orpen Morris, <u>John Lubbock</u> , <u>Robert Hunter</u> , <u>James Bryce</u> , <u>Hardwicke Rawnsley</u> , <u>Richardson Evans</u> , William Blake Richmond, <u>Octavia Hill</u> , <u>George John Shaw-Lefevre</u>
1893年	Society for Checking the Abuses of Public Advertising (景観を損ねる野外広告の規制運動) Richardson Evans, Alfred Waterhouse, <u>Robert Hunter</u> , <u>Hardwicke Rawnsley</u> , William Blake Richmond, <u>George John Shaw-Lefevre</u> , Reginald Brabazon, William Morris, <u>James Bryce</u>
1895年	National Trust for Places of Historic Interest or Natural Beauty <u>Octavia Hill</u> , <u>Robert Hunter</u> , <u>Hardwicke Rawnsley</u> , <u>James Bryce</u> , William Blake Richmond, <u>George John Shaw-Lefevre</u>
1898年	Coal Smoke Abatement Society William Blake Richmond, Reginald Brabazon, <u>James Bryce</u> , <u>John Lubbock</u> , <u>George John Shaw-Lefevre</u> , Thackeray Turner, Richardson Evans

J. Ranlett, “Checking Nature’s Desecration: Late-Victorian Environmental Organization”, *Victorian Studies*, vol. 1983. より作成。

(7) 近年ようやく、環境史を標榜する研究が現れ始めた。たとえば、B. W. Clapp, *An Environmental History of Britain since the Industrial Revolution*, 1994. のような環境史の通史も書かれている。しかし、その概説書という性格もあるが、「環境史」の自己展開という傾向が強い。

1 環境保護の理念

工業化と都市化が急速に進行するなかで、都市部およびその周辺の自然環境を保護する必要性が最初に、議会レベルで唱えられたのは1833年のことである。下院の「公共遊歩道に関する特別委員会」the Select Committee on Public Walks は、都市化に伴う人口増加と地価の高騰により都市周辺への宅地の無秩序の拡大が生じた結果、郊外の自然の開かれた土地が次々と囲いこまれていく憂慮すべき現状について述べている。その上で、ロンドンを中心に詳細な調査をおこない、開かれた土地を保護し、都市住民に提供する必要性を訴えている⁽¹⁾。そして、自然環境を保護することの意義について、以降の諸運動の指針となる考え方を示している。

人口の密集する都市の近郊に公共遊歩道を設けることが第一に重要なことであるが、他方、下層階級、とくにその若者たちのために、かれらが運動や気晴らしをおこなうのに適した空間を確保するために何らかの手段が講じられるべきであると当委員会は考える。〔中略〕もしも、そうした秩序立てられた気晴らしのための機会が提供されねば、たいへんな災厄がもちあがるであろうことを確信するものである。

当委員会は秩序を維持する為の適切な規制の下に、下層階級の娯楽用の開かれた土地を確保することは、彼らを下等かつ退廃的な娯楽から引き離す一助〔傍点筆者〕となるものと確信する。居酒屋での飲酒、闘犬あるいは拳闘の賭試合に多くの不満がよせられてはいるが、労働者にべつの娯楽が提供されない限り、かれらはそうした楽しみに引きよせられるのだから⁽²⁾。

農村の緑から隔絶された都市スラムの住民に、その代替物として自然の開かれた土地を供給すること。それは、肉体・健康上の恩恵のみをもたらすものではなかったのである。むしろ、居酒屋や街頭で繰り広げられる「野蛮な」娯楽からかれらを隔離し、規律へと誘導する「道徳的な飛び地」を提供することにその意義があったのである。とはいえ、委員会報告以後、なんらかの体系的な措置が議会で講じられた形跡はない。一部の博愛的な貴族やジェントルマン、パターナリスティックな企業家からの資金や敷地の提供に依存して、個々の慈善家の手によって散発的にこの試みは進められていくことになった。

こうした状況に転機がもたらされたのは1864年秋のことである。ロンドン近郊のウインブルトン・コモン⁽³⁾の囲いこみ計画をめぐる、地盤所有者とそこを利用してきたコモン・ライト保持者を含む周辺住民との間で紛争が発生したのである。この事件をきっかけとして、翌年2月に「首都圏の開かれた土地に関する特別調査委員会」the Select Committee on Open Spaces (Metropolis) が下院に設置され、そこで当該コモンを含めた首都警察管区内の共有地の状況に関して調査がおこなわれることとなった。はたして、いずれの共有地でも、ウインブルトン・コモン同様の囲いこみ計画が立案あるいは

実施されつつあるという事実が判明した。なお、ここで委員会が調査対象としたコモン＝共有地とは、コモン・ローで規定された本来の common land あるいは commonable land（すなわち、一年の一定期間は個別的保有権によって利用され、残りの期間のみ共同利用に供される土地＝限定的共有地）よりも広い意味で用いられている。コモン・ライト（＝他人の土地の自然産出物の一部を採取する権利）が行使される土地を広義の共有地とすると、そのうちの、法的にはなんら個別的な保有権が存在せず、また耕作不能とされた荒蕪地や森林等がここでもっぱら対象とされていたのである⁽⁴⁾。なぜならば、狭い意味でのコモンは、19世紀の後半の時点ではほとんど議会主導の囲いこみによって僅かな土地を残すのみになっており、また、自然環境の保護という観点からも重要な意味を持ったのは自然のままに放置されてきた荒蕪地や森林の方だったからである。

さて、65年委員会の報告はたいへん画期的なものであった。その第二報告での勧告中、とくに重要な箇所を、長くなるがここで引用しておくことにする。

現行の法律のもとでは、特別な立法措置を講じない限り、当委員会が調査している自然の開かれた土地において、ロンドンの大衆が気晴らしや娯楽に興じる権利を手に入れることは不可能である。〔中略〕共有地に関する初期の法律を条件づけてきた政策方針は、現在われわれが直面している、この時代に固有の大衆の利益になら関心を払うことなく、これまで推進されてきたように思われる。とはいえ、これまでの法律は全般的な公共の利益に基づいてこなかったわけではもちろんない。

かつては、イングランドに広範に広がる共有地や荒蕪地の存在は公共の利益を損なうものと考えられてきた。その利益を代表して、議会はそうした土地の囲いこみを推進してきたのである。その目的は、農業を振興し、国全体が農産物の増大によって利益を得ることだったのである。〔中略〕人口が急速に増大する大都市周辺の共有地について、健康や気晴らしのために自然の開かれた土地を提供する必要性は、単に農業上の観点からこれらの土地を改良することよりも、〔今では〕はるかに優先さるべきなのである。〔中略〕大衆によって、首都近郊の共有地が気晴らしに利用されてきたことで、すでにこれらの土地は採草地として役にたたなくなってしまうっており、また、かつてコモン・ライト保持者によって行使されてきた権利に関する証拠もほとんど失われてしまっている。そうした場合、コモン・ライト保持者は大衆による気晴らしのための利用を黙認することで、実質的にその権利を公衆に委譲したと見てさしつかえない。また、コモン・ライト保持者の権利が失効したことで、地盤所有者が恩恵を被ることよりむしろ、議会在そうした委譲を認可し、承認することの方が不当なことではあるまい。〔中略〕

また、ロンドンの住民が気晴らしのために開かれた土地に赴くということが慣習的に長い間続けられてきたこと、そして、そのことがかれらの健康と幸福とを増進し、有害な娯楽からかれらを引き離すことになるという傾向が明らかであることから、このケースに関する法的な問題を別にして、ロンドン住民がかくも長い間享受し、またその必要性が日々差し迫ったものとなっているこの便益を、大衆から間接的にはあれ奪いさることになる措置を議会が認可すべきではないとする十分な理由があるように思える。⁽⁵⁾

ここでは、まず、ロンドンの住民が周辺の共有地をすでに娯楽用地として慣習的に利用していること、しかしながらかれらには、「住民」という立場では共有地を利用する為の法的権利がなんら保障

されてはいないという現状が指摘されている。コモン・ローの規定するコモン・ライトは土地の保有等によって、基本的には個人に発生する権利であるとの原則があり、一定地域の住民という資格において共有地に関する法的な主体となることはありえない。このことは、1607年の有名なゲイトワード Gateward 裁判以降、無数の判例によってつとに確認されてきたのである。⁶⁾しかし、都市の居住環境の急激な悪化という事態を考慮した場合、共有地にかんして「公共性」の意味の転換が生じ、ロンドンの住民へのコモン・ライトの事実上の移譲がおこなわれたとすべきであり、このあらたに生じた「公共性」の観点から、議会としてはこの土地の囲いこみ=資源としての利用を認めるべきではないとしているのである。そのうえで、ここでも、33年報告同様、蔓延する有害な娯楽から都市下層民を引き離すという道徳上の意義が述べられている。また、報告の最後では、共有地がもはや公的空間だとするならば、それは首都警察の管理下に置かれるべきであるとの主張もなされている。⁷⁾この意味で、ここで示されたあらたな「公共性」の理念には、下層民の道徳的改良および、その社会統制的観点が貫かれているといえるだろう。

とはいえ、この「公共性」の転換の必要性が主張されたこと自体画期的であり、その勧告の一部が66年の首都共有地法 Metropolitan Commons Act (32&33 Vict. c.107.)によって、首都警察管内の共有地囲いこみの全面禁止として具体化した。⁸⁾しかし、この理念を実現していくうえで、66年法には2つの限界があった。1つは、その適用範囲が首都警察管内に限定されていたことである。さらに、委員会がおこなったもう一つの勧告、すなわちマートン法 the Statute of Merton (20 Henry III, c. 4, 1236年)の廃止を実現しなかった点がそれである。⁹⁾65年の『報告』により、新たな「公共性」の理念が登場してくる中で、議会の裁可なく囲いこみを強行する抜け道として、この古の、ほとんど死文化していた法律が地盤所有者によって利用される可能性があった。ことに都市近郊の共有地では、コモン・ライトがほとんど主張されないうま囲いこみが実施される可能性が高かったのである。

さて、共有地保存協会は、ここで示された「公共性」の理念を具体化し普遍化すべく設立されたといつてよい。¹⁰⁾そして、この協会をはじめとして、この時期の自然環境保護運動に関わった人々にも、この「公共性」の認識は共有されていた。一例をあげれば、協会の中心メンバーの一人で、これ以外にも様々な環境保護運動に身を投じた社会事業家のオクタヴィア・ヒル Octavia Hill は、1877年に書いた『我らが共有地』の中で、自然の開かれた土地の効用について次のように述べている。

ロンドン子たちは、まったく気の滅入るような汚らしさに取り囲まれて生活している。人は裕福であればあるほど、多少なりともその美的感覚から、屋内を飾りたてることで、そうした状態を緩和しようとするものである。しかし、まったく、あるいはほとんど余分な金ももたず、また洗練という観念とはほど遠いところで暮らす人々は〔中略〕家の内も外も、年中不潔さに囲まれて生活している。もしも貧民たちをその恩恵〔自然の開かれた土地を提供すること〕に浴させることができるならば、それはかれらを洗練し、文明化することにできるだろう。

この「文明化」の過程は、下層民のうちに愛国心が育まれる過程でもある。

イングランドの国土の四分の一が、わずか700名ほどの人々の手に握られているという事実、この事実の前で、さらに国土に対する我々の生まれつきの権利であるわずかな土地〔共有地〕が密かに奪われていく事態を、指をくわえて傍観しなければならないのか。〔中略〕自らの生まれ故郷イングランドの国土の幾ばくかを共有しているという感覚がわずかな私有地とともに、民衆の心から消え去ってしまっているのだろうか。そのいくらかの空間を共有しているのだという感覚は、僅かな土地を個人として所有すること以上にかれらにとってより健全なことであろうし、また確実に実現可能だと思えるのだ。〔中略〕その土地で自由に闊歩する権利が、国土に対する愛情や愛国心といかに密接に結びついていることか。〔中略〕また、徹底的に耕された国土よりも、自然のままの開かれた土地の方が人々に遥かに愛されるものでもある⁰¹。

ここでも、都市の下層階級の衛生上・健康上の改善に、いわゆる「イングランド問題」と関連づけられた道徳的改良にかかわる言説が分ち難く結びついているのである。

こうしたことは、協会のメンバーにとどまるものではない。たとえば、「首都公園協会」 Metropolitan Public Gardens Association⁰²の設立に際して、その創設者らは活動の目的について次のように述べている。「レクリエーションのために公的な土地を提供することは、たとえそれが純粋なものであれ単純な慈善事業の問題ではない。それはまた、社会の有機的統一と国家的効率性 national efficiency というきわめて重要な問題でもあるのだ⁰³。もともと、ここでの愛国心の強調は、世紀後半のいわゆる社会帝国主義的な風潮を背景にしていると考えられる。80年代以降、環境保護運動は労働者の道徳的改良よりも、「国家的効率」の名のもとに、レクリエーションを通じて育まれるその身体的な健全さの確保の方へと重点を移していったようである⁰⁴。

しかしいずれにせよ、この時期の環境保護運動に身を投じた人々を動機づけたのは自然へのナイーヴな「感受性」といったもののみではなかったのである。そこにはより差し迫った共通の問題意識がみられるのである。それはむしろ、都市という不潔さと「野蛮さ」のなかに放置され、社会的上位者に剥き出しの敵意を見せる下層民への危惧とその「改良」への熱意だったのである。その意味で、これはヴィクトリア初期から中期にかけての、おもにミドル・クラスが中心となってより広範に展開された改良主義的運動の一環をなすものであったといつてよい⁰⁵。こうした側面は現代の環境保護思想とは異質な、その時代的刻印を示すものである。しかし、理念がそのようなものであったとしても、それを具体化する手段と戦略とが早急に模索されねばならない。次にそれを検討することにする。

註

(1) この委員会の調査は、ロンドンを中心に、ブリストル、パーミンガム、ウォルソール、ハル、リヴァプール、リーズ、ブラッドフォード、ブラックバーン、ボウルトン、バリー、マンチェスター、そしてシェフィールドの13都市におよんでいる。以下は、この委員会の勧告である。

- 1、過去半世紀にわたって都市部において急激な人口増大が生じている。継続的に製造・機械工業に雇用されている、たくさんの子供を抱えた階級に関してとくにそうである。
- 2、同時期に生じた不動産価格の高騰と宅地の拡大により、都市近郊の自然の開かれた土地の囲いこみが数多くおこなわれ、ミドル・クラスや下層階級が体を動かし、楽しむのに適した公共遊歩道や開かれた土地がほとんど提供されていない状態で

ある。

3、そうした公共歩道や開かれた土地を提供することは、その階級の人々の安寧や健康、そして満足感に資するところ大であらう。

“Report from the Select Committee on Public Walks”, *Parliamentary Papers*, 1833, X V, p. 339.

(2) *Ibid.*, p. 344.

(3) この事件の経緯については、G. J. Shaw-Lefevre, *Commons, Forests and Footpaths: the Story of the Battle during the last Forty-five Years for Public Right over the Commons, Forests and Footpaths of England and Wales*, 1910, pp. 19-21. この著書は、共有地保存協会の創立者の一人で初代議長を務めた人物による、共有地保護の運動を回顧して記されたものである。また、平松紘「ウィンヴルドン入会地の社会的展開(1)」『青山法学論集』29-3・4(1988年)151-193頁。も参照。

(4) イギリスのコモン・ライト(入会権)と共有地については、望月礼二郎「イギリスにおける入会権」、内田力蔵・渡辺洋三『市民社会と私法』(東大出版会、1963年所収)による整理が詳しい。また、戒能通厚「現代イギリス土地法の一側面-入会地とオープン・スペースを中心に-」、内田古稀記念『現代イギリス法』(成文堂、1980年所収)も参照。

(5) “Second Report from the Select Committee on Open Spaces(Metropolis)” *Parliamentary Papers*, 1865, VIII, pp. 358-361.

(6) 被告のゲイトワドは、リンカンシャーのスティックスウォルド Stixwold という村の住民で、そのマナの荒蕪地で家畜の放牧をおこなったところを、不法侵害のかどで逮捕された。かれはその村の慣習にしたがってコモン・ライトを行使したにすぎないとしたものの、その主張はこの裁判(1607年)で退けられた。住民という資格によるコモン・ライトの行使が法的保護を受けるのは例外的な場合(たとえばその住む地域がバラのような法人格の名においてコモン・ライトを取得している場合など)においてのみであり、この権利は基本的に個人的なもの(マナ内の自由土地保有者にその保有権に付随して生じるか、共有地の地盤所有者(マナ領主)による設定 grant、一定期間の継続の利用によって生ずる時効取得 prescription、あるいはマナの慣習によって贖本保有者に生ずる場合のいずれかとされた)であるとするこの見解は、その後の判決でも踏襲されることになる。この裁判のもつ意味については、E. P. Thompson, *Customs in Common*, 1991, pp. 132-9. 参照。

(7) *Parliamentary Papers*, 1865, VIII, pp. 362, 367. この主張は委員会の第三勧告としておこなわれている。ちなみに、第一勧告は、マートン法の廃止および首都圏内での共有地囲いこみの全面的禁止、第二勧告は共有地保全のための信託管理委員会創設の提案である。

(8) この法律の趣旨は以下の通り。

首都警察管区内(チェアリング・クロスから15マイル内)の共有地の囲いこみを全面的に禁止すること;当該共有地に関して、コモン・ライト保持者、12名の地方税納入者、あるいは地方政府当局(首都工務局 Metropolitan Board of Works、のちロンドン市議会 London County Council)のいずれかの申請によって共有地保全計画 Regulation Scheme を認可し、地方税納入者選出の管理委員会あるいは地方政府当局による管理を承認する権限を囲いこみ委員会に付与すること;その際、保全計画に対する地盤所有者の反対を無効とすることなど。

(9) W. ブラックストーンは著名な『英法注解』の中で、この法について以下のように説明している。

「マナ領主は彼が共有地に対して権利を有する者のために充分な共有地を残している限り、彼の欲するだけの面積の荒蕪地を囲いこむことができ、〔中略〕そしてこの囲いこみが正当化されるときにはそれは、古来の表現では「改良」improving と同義に用いられた「開発」approving がなされたと、法的には呼ばれるのである」W. Blackstone, *Commentaries on the Laws of England*, vol. 2, 1765, p. 34.

(10) この委員会と協会設立との関連については、Shaw-Lefevre, *op. cit.*, pp. 19-26. に詳しい。ショウ・ルフューヴル自身も、委

員会に名を連ねている。

- (11) O. Hill, *Our Common Land and Other Short Essay*, 1877, pp. 141, 14-16. また、ヒルの評伝として、McGaffey, *op. cit.* の他に、C. E. Maurice (ed.), *Life of Octavia Hill as told in her Letters*, 1914, および W. T. Hill, *Octavia Hill, Pioneer of the National Trust and Housing Reformer*, 1956. 参照。
- (12) 1882年創立のこの団体の活動については、H. L. Malchow, “Public Garden and Social Action in Late-Victorian London”, *Victorian Studies*, 29-1, 1985, pp. 97-124. 参照。この団体はメンバーおよび活動領域ともに協会と重なり合う部分が多い。マルチョウは、この団体の特徴として、協会よりも政治的党派性を超越して、より広範な活動家を糾合しえたこと、ロンドン東部への公園建設に焦点を絞ったことで効果的な活動を展開しえたこと、世紀後半の「アスレティシズム」的風潮の影響を色濃く受けていることなどを指摘している。
- (13) A Brief Statement of the Objects of the Metropolitan Public Garden, Boulevard and Playground Association, 1883, pp. 5-6., Malchow, *op. cit.* p. 109の引用による。
- (14) 社会帝国主義と「国家的効率」という言説については、B. Semmel, *Imperialism and Social Reform: English Social-Imperial Thought 1895-1914*, ch. 1, 3 (野口建彦・照子訳『社会帝国主義-イギリスの経験 1895-1914-』みすず書房, 1982年) 参照。
- (15) この時期のミドル・クラスによる改良主義については、その基本的な理念について論じた、川島昭夫「19世紀イギリスの都市と『合理的娯楽』」中村賢二郎編『都市の社会史』（ミネルヴァ書房、1983年）所収、参照。

2 環境保護の戦略

理念に現実的な手段を与えたのが共有地保存協会の活動であった。ここでは、この団体の戦略とその運動の成果を中心に論ずる。この団体の活動領域は大きく二つにわけて考えることができる。一つは、66年法の適用範囲を首都圏外の共有地へと拡大すべく、議会での法律策定に関与していくことである。それは、団体の創立者で初代議長であるジョージ・ショウ・ルフューブルをはじめとして、数多くの上・下両院議員を擁していたがゆえに可能となった。それは法案作成のための調査委員会に直接メンバーを送り込むという場合もあれば、議会外の圧力団体として活動するという間接的なケースもあった。

19世紀半ばの時点で、共有地の囲いこみについて包括的な規定をしていたのは1845年に成立した一般囲いこみ法 *General Inclosure Act* (8&9 Vict. c. 118) である。周知のとおり、この法律によって、「イングランドおよびウェールズのための囲いこみ委員会」が設置され、囲いこみ計画の是非がこの委員会の裁定および議会の承認に委ねられることとなった。この段階で、囲いこみを実施するうえで、様々な制約が課せられている。たとえば、委員会への囲いこみ申請の際には、コモン・ライト保持者の3分の1以上の同意を必要とし、また、委員会に対しても地方公聴会を開催し、所有者の利益のみならず対象地域近郊の「市・町・村その他の人口密集地の住民の健康・安寧・便益」を考慮すべきことを要請している。また、委員会の囲いこみ認可にはコモン・ライト保持者の3分の2以上の同意が必要とされ、さらに委員会は近隣住民のリクレーション用地および、労働者用の菜園のための土地を確保する権限をもつものとしている。このように、近隣住民への配慮というあらたな条件が加えられたが、それは具体的な規定を欠いた精神条項にとどまるものであった。また、コモン・ライト保持者

の同意という条件も、地盤所有者の圧倒的な社会的影響力のもとではほとんど効力をもつものではなかった。

さらに、問題だったのはこの法律と別に、マートン法が廃止されることなく併存していたことである。その強引な運用により、コモン・ライト保持者に「十分な共有地」を残しておくことで、囲いこみ委員会の認可如何にかかわらず、囲いこみが強行される可能性が残されたのである。65年の委員会勧告および66年法の制定はむしろこの可能性を現実化するものであった。なぜならばその規定が将来的に拡大され、首都圏以外の共有地にまで及ぶことを畏れた地盤所有者によって、この法を根拠とする囲いこみが頻発化したからである⁽²⁾。

協会の議会での活動は、マートン法廃止の働きかけと、45年法の改正によって66年法の規定を一般化するという試みにつける。後者については、協会は71年に改正法案を提出している。これは、1) 囲いこみの際に公衆への開かれた土地として、あるいは農業労働者への割当地として提供すべき土地を具体的に規定し義務づけること、2) 66年法の都市周辺の囲いこみの全面禁止の規定をロンドン以外の都市にも拡大すること、以上二点を趣旨とするものであった。これは上院の反対、とくに1)に関して財産権の侵害との強い反論があり、いったん廃案となった。そののち、76年に共有地法 Commons Act (39&40 Vict. c. 56) として成立⁽³⁾したものの、当初の法案からは後退したものとなった。この法律は、囲いこみ委員会に「近隣住民の利益」を十分に考慮するよう要請し、これについて議会の承認を得ることを義務づけている。また、囲いこみの実施3か月前に、地方紙による告知を義務化し、また都市自治体政府に共有地保護のための諸権利買取りをおこなう権限を付与などしている。さらに、首都警察管区外の共有地にかんしても保全計画について規定を設けるなど一定の成果をみた。しかし、「近隣住民の利益」は具体化されず、また協会が求めたマートン法廃止の条項も盛り込まれなかった。

共有地囲いこみへの法による制限が、遅々としてすすまないとするならば、協会の活動の第二の側面が重要性を帯びてくる。それは、主としてマートン法にもとづいた囲いこみを阻止するため、住民運動および法廷闘争を組織化することである。活動のこの側面は協会が「急進主義的」団体と同時代人にみられた理由ともなった⁽⁵⁾。そのもっとも典型的な事例として、ここではエッピングの森の囲いこみをめぐる紛争についてふれておく。これは、後述するディーンの森の保護と並び、規模、および影響力という点で最大のものであり、またここに協会の戦略が最も明確にあらわれているからである⁽⁶⁾。

エッピングの森は、かつてはエセックス州のウォルサム⁽⁷⁾の森の一部であり、森林法が適用される王室御料地であった。ここは19以上の所有地(マナ)に分割されていたが、森林法の適用によりその所有権には様々な制限が加えられてきた。とくに、森林法は狩猟用の鳥獣保護の目的から荒蕪地の囲いこみを全面的に禁止しており、そのことが森が開発から保護されてきた要因であった。しかし、18世紀末以降、荒蕪地の不法な囲いこみが相次ぎ、1848年に下院に設置された調査委員会は当初9000エーカーを越えていた森林面積が7000エーカーほどに縮小しているとしている。しかし、この報告は財政収入の観点から、国王の権利 forestal right の所有者への売却=廃林化を提案し、この傾向を追認するものであった。これにしたがい、権利の売却と囲いこみがさらにすすめられ、1851年の調査の段階で森林地域は5793エーカーにまで減少していた。さらに、先述の65年の特別調査委員会の勧告により、地盤所有者は危機感をつのらせ、囲いこみに拍車がかかることとなった。その中でも、最大のも

のは近隣のロウトン Loughton 教区在住でその教区牧師でもあったメイトランド Maitland が試みたものであった。彼はマートン法を根拠に、約1300エーカーにもおよぶ広大な荒蕪地の囲いこみを敢行した。教区住民はこれにより冬季採木権が損なわれたとして反発、この権利はエリザベス女王時代に下賜されたものであり、以降持続的に行使されてきたというのが住民の主張であった。紛争のさなか、ウィリングール Willingale という農業労働者の親子による採木の実力行使にたいして不法侵入による2カ月の投獄という判決が下され、ここで事件は世論の注目するところとなった。⁷⁾

協会が介入したのはこの時点においてである。住民を代表してウィリングールによる採木権の確認と囲いこみ差し止め命令を求める訴訟が開始され、協会は採木権立証の作業と、さらに失業を余儀なくされたウィリングールへの生活費の支給によりこの訴訟を支援した。1870年、ウィリングールの死去により訴訟は取り下げられることになったのだが、この過程で荘園記録を調査した協会はロンドン市 Corporation of London がウォンステッド Wanstead 教区の200エーカーほどの土地の所有者すなわち森のコモン・ライト保持者であること発見した。協会は市当局の説得にあたり、1871年7月、市を原告とした森全体の囲いこみ差し止め命令請求訴訟が開始され、74年7月24日、ロンドン市側の全面勝訴で結審した。その後、市による荒蕪地所有権の買収がすすめられ、1878年ロンドン市による管理のもと、公衆のリクレーションの場として森を利用することが決定された。そして、1882年5月6日に一般に開放され、現在に至っている。

この事例に典型的にみられるように、協会の戦略の枢要は地盤所有者の所有権が決して排他的なものではないこと、すなわち、その土地のコモン・ライトを荘園裁判所記録等を過去にさかのぼって調査し、証明することにあつた。そして、それにもとづいて時にはコモン・ライトの実力行使をともなう住民運動を組織化し、必要に応じて訴訟への法的アドバイスや資金援助、さらには協会自ら訴訟団を組織し裁判を争うこともあつた。ここに協会の運動の特徴とともに矛盾した点があらわれてくる。すなわち、自然環境の保護という新たな「公共性」の理念を実現していくために、伝統的、かつ法的には「私権」であるコモン・ライトを主張するという点である。この点は、後述するように、その権利の行使と環境保護との葛藤として、いくつかの地域において問題化することになる。⁸⁾

ともかく、協会のこれら二方面での活動は、1893年の共有地法の改正 Commons Amendment Act (56 & 57 Vict. c. 57.) によって収斂していくことになる。この法律によって、マートン法に基づいた囲いこみであっても76年法による諸制限が課せられるべきことが明記された⁹⁾。これにより、原則的には議会の認可を経ない囲いこみはおこなえないことになり、それ以後、もっぱら議会を通じて法の整備をすすめることと、保護された共有地をいかに住民のリクレーション用地として保護し、運営していくかに関心が払われることになる。協会を中心とする共有地保護は、自然環境の保護という点に限定するならば、表②に見るように多大な成果をあげることとなった。しかし、協会が保護しようとした共有地は、じつは協会自らが発掘し明らかにしたように、錯綜した権利・利害が絡み合った土地だったのである。その意味で、この時代の環境保護運動はこれらの権利や利害、いいかえれば、その土地での生活という全体史を背景にして理解し、評価されるべきであろう。しかしながら、これまでそうした研究はほとんどなされてはこなかった。共有地保護を中心におこなわれたこの時期の自然環境保護運動の意味を地域に即して詳細に検討してみなければならない。

表② 1866年法的首都圏共有地法の適用で保全された首都圏内の共有地

	保全計画		所在州	面積 (エーカー)	
	成立年	共有地名			
(1) T. E. Scrutton, <i>Commons and Common Fields</i> , 1887. pp. 157-60. 参照	1869年	Hayes Common	Kent	200	
(2) ショウ・ルフエーヴルは、1865年勧告直後に首都圏内の共有地ですすでに囲いこみが頻繁におこなわれようとした事実を記している。その事例として挙げられて	1871	Black Heath	Kent	267	
	いるのは、以下の共有地、森林である。	1872	Shepherd's Bush Common	Middlesex	8
	1873	Hackney Commons	Middlesex	166	
	1877	Tooting Bec Common	Surrey	144	
	1880	Ealing Commons	Middlesex	50	
	1881	Clapham Common	Surrey	200	
	1882	Bostal Heath	Kent	55	
	1882	Staines Commons	Middlesex	353	
	1881	Brook Green	Middlesex	27	
	1882	Acton Common	Middlesex	12.5	
	1884	Chiswick and Turnham Green Commons	Middlesex	21.5	
	1888	Tottenham Commons	Middlesex	48	
	1888	Streatham Common	Surrey	66	
	1888	Chislehurst and St. Pauls Cray Commons	Kent	182	
	(3) 71年提出の改正法案の内容は、1)につ	1891	Farnborough Commons	Kent	45
いては、①500エーカー以下の土地の囲	1891	Mitcham Commons	Surrey	570	
込に際して、その10分の1の土地を提供	1893	Banstead Commons	Surrey	1,300	
すること、②500エーカー以上の土地の囲	1898	Barnes Common	Surrey	120	
込に際しては、その10分の1以上の土地	1899	East Sheen Common	Surrey	53	
の提供を求める。2)については、人口5000	1899	Harrow Weald Common	Middlesex	46	
人以上20000人以下の都市の場合、中心か	1900	Petersham Common	Surrey	17	
ら1マイル以内について、人口20000人以	1901	Orpington Commons	Kent	5.5	
上の場合6マイル以内について、66年法が	1901	Ham Common	Surrey	126	
適用されるべきこととしている。また、この法案には都市当局が共有地内の諸権利を買い取ることを承認する条項も盛り込ま	1904	Farnborough Commons	Kent	45	
れ、共有地保存の担い手として都市当局を想定したものである。以上、および76年法とその成立までの議会での議論について	1904	No Man's Land	Middlesex	4.5	
は、Scrutton, <i>op. cit.</i> , pp. 164-7. と Shaw-Lefevre, <i>op. cit.</i> , pp. 189-99. による。	1908	Malden Green	Surrey	9	
(4) 囲いこみ委員会に保全計画を申請する際、地盤所有者の承認と3分の1以上のコモン・ライト保持者の同意を必要とし、委	1909	Keston Common and Leaves Green	Kent	75	
員会および議会の承認後、再び地盤所有者と3分の2以上のコモン・ライト保持の承認を得て発効するものとされた。Ibid.,			計	4,171	
p. 250. ルフェーヴルによると、この地盤所有者の承認という条件が66年法と較べた場合の著しい制約であり、首都圏外の共有					
地保全計画が遅々として進行しない原因であった。					
(5) マルチョウは、協会の運動は「急進的自由主義者による「封建的」地主との争い」という色彩を帯びたものであったと主張					
する。Malchaw, <i>op. cit.</i> , p. 101. この主張の是非はともかく、協会による住民運動の組織化と実行使の典型的な事例をここで					
はあげておくことにする。					

Shaw-Lefevre, *op. cit.*, Appendix II, p. 331-2. より。

適用されるべきこととしている。また、この法案には都市当局が共有地内の諸権利を買い取ることを承認する条項も盛り込まれ、共有地保存の担い手として都市当局を想定したものである。以上、および76年法とその成立までの議会での議論については、Scrutton, *op. cit.*, pp. 164-7. と Shaw-Lefevre, *op. cit.*, pp. 189-99. による。

(4) 囲いこみ委員会に保全計画を申請する際、地盤所有者の承認と3分の1以上のコモン・ライト保持者の同意を必要とし、委員会および議会の承認後、再び地盤所有者と3分の2以上のコモン・ライト保持の承認を得て発効するものとされた。Ibid., p. 250. ルフェーヴルによると、この地盤所有者の承認という条件が66年法と較べた場合の著しい制約であり、首都圏外の共有地保全計画が遅々として進行しない原因であった。

(5) マルチョウは、協会の運動は「急進的自由主義者による「封建的」地主との争い」という色彩を帯びたものであったと主張する。Malchaw, *op. cit.*, p. 101. この主張の是非はともかく、協会による住民運動の組織化と実行使の典型的な事例をここではあげておくことにする。

1862年、Berkhamstead Commonの地盤所有者である Brownlow 伯爵の管財人によって、コモン・ライトの買収とマートン法にもとづく囲いこみが計画された。これはハートフォード州にある1150エーカーほどの共有地であるが、近隣住民（コモン・ライト保持者ではない）はコモンでの泥炭採取の慣習的権利を主張し、これに反対した。しかし、66年2月には大規模な囲いこみが開始された。Shaw-Lefevre, P. H. Lawrenceは富裕なコモン・ライト保持者 Augustus Smith との協議の末、66年3月6日、

120名ほどの人夫を動員して柵の強制撤去を強行し、これに付近の住民も同調し一時騒然とした状況が生じた。所有者側は不法侵害として Smith を告発し、これにたいし Smith 側も反訴おこなった。所有者の死後も裁判は継続し、コモンの歴史とそれに関する諸権利の調査がおこなわれ、70年1月、コモン・ライトの確認と囲いこみ不当とする判決が下され、コモンの保全が決定された。以上、Shaw-Lefevre, *op. cit.*, pp. 42-54.

- (6) 以下の叙述は、Thompson, *op. cit.*, pp. 142-3. および Shaw-Lefevre, *op. cit.*, pp. 73-110. による。
- (7) 拘禁中、Willingaleの息子の1人が死亡したことが、この件に関して世論を喚起することとなった。Ibid, p. 88.
- (8) じつは、エッピングの森の保全に関しても問題が生じている。裁判に勝訴したのち、今度はロンドン市とロウトンの住民との間で採木権をめぐる争いが起こったのである。市当局側は、メイトランド同様、ゲイトワード判決を根拠にこの冬季採木権を否定した。これに対して1879年11月10日、5000人から6000人も住民が集まって夜間に採木するというデモンストレーションをおこなっている。裁判所の仲裁により、総額7000ポンドの補償金で和解、その一部が住民の読書用の村公会堂建設に充てられることになった。しかし、2年後の着工式典にロンドン市長と、教区牧師としてメイトランドが出席したことで、紛争が生じている。このことについて、ショウ・ルフェーヴルは「ユーモラスな出来事」として片づけている。Ibid, 106-8.
- (9) なお、この時点で従来の囲いこみ委員会の権限は農務省 Board of Agriculture に移管された。また、1894年の地方政府法 Local Government Act により、承認を与える前に農務省は当該の地方政府に予告する義務を負うことになった。また、農務省の囲いこみ承認に対して、裁判所に差し止め命令を請求する権利もコモン・ライト保持者に留保された。さらに、1899年の共有地法 Commons Act で、共有地が所在する地域の区議会 District Council あるいは地方衛生局 Local Sanitary Authority が保全計画案を策定し申請することが許可された。その際には地盤所有者の承認およびコモン・ライト保持者の同意を要しないものとされた。しかし、計画の実施には、地盤所有者およびコモン・ライト保持者の承認をあいかわらず要するものとされた。

3 環境保護と生活—ディーンの森—

先述のように、協会が関わった活動の中でディーンの森の保護はエッピングの森でのそれと並んで画期的なものであった。1874年の下院特別委員会の勧告により、この森の全面的な囲いこみと荒蕪地の売却法案が上程されたのであるが、協会の間接的な介入もあって法案は撤回され、その後、この地は1938年にイギリス最初の国立森林公園に指定され、現在に至っている。ここでは、環境保護運動とはひとまず離れて、74年に至るまでのこの森での生活と権利諸関係の変化から概観しておくことにする。

この森はブリストルの北30キロ足らずに位置し、その一帯はエッピングの森と同様、鹿が棲息しており、王室御料地とされた地域であった。1870年代に至っても4000エーカーほどがヒースや灌木の生いしげる荒蕪地のまま囲いこまれずにきた。この森は、古くからおもに海軍向けに樅材を供給し、また鉄鉱石と石炭も産出してきた。その採掘人たちは「自由な鉱夫」 free miner と呼ばれ、御料地内ではいつ、どこでも鉄鉱石、石炭を採掘し、また売却する権利＝「自由採掘権」を国王から付与されてきた⁽¹⁾。17世紀前半の時点で早くも森林の枯渇 deforestation が危惧され、1638年には、チャールズ1世により資源保護を目的とする囲いこみが計画された。その際に、「自由な鉱夫」たちや森にコモン・ライトをもつ住民による大規模な反乱が生じたとの記録がある。共和政下および王政復古のの

ちもこの政策が継続されたが、1668年の協定により、国王は全面的な囲いこみを断念、鉱夫たちの採掘権もその時あらためて確認された⁽²⁾。

この権利は森に接するセント・ブライアヴルズ St. Briavels 郡の住人で、ここで生まれ、かつ「自由な鉱夫」を父親にもつ成人（21歳以上）の男子に限定されたものである。この有資格者にはさらに、父親あるいは他の「自由な鉱夫」のもとの、1年と1日の間の徒弟修行をおこなうことが条件づけられていた。そして、この地縁および血縁にもとづく排他的な入職規制を保障するものとして「鉱山法廷」 Mine Law Court という独特の法廷兼議会在機能がしてきた。これは、治安官、郡の書記、鉱山監督官 deputy gaveler に加えて、12ないし24名、ときには48名の「自由な鉱夫」がつとめる陪審によって構成され、その最終的な決定権は陪審が握っていた。鉱山での係争をめぐって必要に応じて開かれ、また、石炭・鉄鉱石の販売価格や計量の方法までもがこの法廷で決定された。このようにディーンの森の鉱夫たちは、国王から付与された特権にもとづき、排他的な入職・入山規制と独自の裁判・調整機構をもつ、緊密な社团的集団を構成していたといえる⁽³⁾。

しかし、石炭・鉄鉱石の採掘は小規模な零細経営でおこなわれ⁽⁴⁾、鉱夫の生活はその他の生計手段、すなわち、家畜の放牧、野菜・果樹の栽培（御料地の不法占拠 encroachment による場合が多い）、あるいは樫材の不法伐採など、森のあらゆる資源を総動員するいわゆる兼業経済 dual occupation に支えられていた。そのなかでも、セント・ブライアヴルズ郡内に土地を保有するものには、御料地内でのコモン・ライト＝共同放牧権が認められており、生活の重要な基盤となっていたのである⁽⁵⁾。

このように、「自由な鉱夫」の社团的結合を支えてきた鉱山法廷であるが、1775年以降、開催されたとの記録はない⁽⁶⁾。このことは、鉱夫の排他的な自治団体としての性格が18世紀末にはすでに揺らぎ始めていたことを意味していると思われる。それは、外部から大資本が流入し、それに伴う経営の大規模化、集中化がはじまったことの結果であり、またその原因でもあっただろう。こうした過程が本格化するのは1810年から始まる石炭運搬用鉄道の敷設以降⁽⁷⁾であり、政府による森林管理の合理化政策にも後押しされて進展した。政府は、採掘の大規模化によるロイヤルティ収入の増加を意図しており、この合理化政策にとって最大の障壁は、「自由採掘権」という鉱夫の慣習的権利の存在だった⁽⁸⁾。20年代末から政府はこの権利を廃止する途を模索しはじめ、両者の間に緊迫した状況が生じることとなったのである。

状況が動きはじめたのは1832年、政府（Commissioners of Woods, Forests and Land Revenues）が若木保護を名目として森の囲いこみを強行したことによる。6月にはこれに反対する大規模な暴動が発生した。その参加者は約3000名にもものぼったとされ、四日間にわたって森が鉱夫の制圧下にはいるという未曾有の事態に進展した⁽⁹⁾。軍の投入によってようやく鎮圧されたが、その後の政府の「自由な鉱夫」への対応は妥協的なものとならざるをえなかった。暴動後、数度にわたり調査委員会による公聴会が開かれ、その末に成立したのが1838年のディーンの森鉱山法 Dean Forest Mining Act（1&2 Vict. c. 43）である。この法律は慣習的権利にすぎなかった「自由採掘権」を議会制定法によって追認するものであり、鉱夫たちにとって画期的なものであった。しかし、錯綜した権利状況を整理し、権利保持者の登録を義務づけたという点で、政府側にとっても合理化の意味があった。さらに、この法には地縁・血縁にもとづき、本来権利保持者とは分離不能であったはずのこの権利を、譲渡・売買可

能とする条項も含まれていた。これは郡外出身の企業家による採掘場の操業を安定化し、促進することを目的とするものであった。鉱夫の権利の私有財産化に等しいこの条項に対してふたたび反発が生じたが、かれらが御料地内に不法に占有している土地を名目程度の金額で自由土地保有化すると懐柔策が示され、ようやくこの法律は成立した¹⁰⁰。けっきょく、この法律に結実した30～40年代の政府による改革の目的は、御料地と住民との慣習的紐帯をとき、あらためて権利を法律によって明確化し、そうすることで御料地に投下された資本と国王の「公的利益」を保護することにあつた。とはいえず「自由な鉱夫」の採掘権は法律によって裏付けられ、団結の結合が解体して以降、鉱夫たちのアイデンティティの拠りどころとなつていったのである。

さて、70年代に至つてふたたび、ディーンの森の全面的な囲いこみ案と土地の売却計画がもち上がった。しかし、今回のケースでは、32年の場合とは異なり、当初はセント・ブライアヴルズ郡内の住民からも囲いこみが提案されるという、いくぶん複雑な様相を帯びることになる。その背景には表③にみるとおり、40年代以降に顕著となつた森と郡双方における人口の急増がある。ことに森林内で生じた急激な人口増加にもかかわらず、45年以降住民への土地の売却はほとんどおこなわれてこず、このことは深刻な人口過密と、居住・衛生環境の悪化の原因となつた¹⁰¹。74年に地方衛生委員会による調査がおこなわれ、郡内の複数の地区について、その衛生環境の著しい劣悪さが明るみにだされ¹⁰²、同年4月には下院の「ディーンの森特別調査委員会」が調査に乗り出すことになつた。

この委員会は郡および森林内の居住・衛生環境の実態調査と、その改善のための手だてを勧告することを目的としたものであつた。しかし、そこでの論議は当初から、本来その手段の一つにすぎなかつた荒蕪地囲いこみの可能性如何に限定されていた。そして、囲いこみの障害になるとみられた「自由採掘権」の現状に調査の重点は置かれるようになっていく。この委員会の論議でまず注目すべきは、住民側を代表して委員会の証人として立つたT. マウントジョイ Timothy Mountjoy¹⁰³の証言である。かれは、「自由な鉱夫の総意」として、現在の劣悪な居住環境を改善するために、荒蕪地の囲いこみをおこなうべきことを主張しているのである。もちろん、囲いこんだ土地の無条件の売買を認めているわけではない。それが採掘場の開発をすすめる大資本による買い占め、あるいは投機の対象とならないよう、売却にあたって「森の住民」に優先権を与えること、また売却額とその規模にもあらかじめ制限を加えるべきだとしている。

この提案は居住環境の改善を目的としたものである。しかし、かれはまた、これまで鉱夫たちが固執してきた自由採掘権や荒蕪地での共同放牧権も、もはやかれらの生活にとって意味をもち、土地の売却とひきかえに放棄しようとしているのである¹⁰⁴。ディーンの森への外部からの資本の流入は30年代以降も着実にすすみ、70年代には「自由な鉱夫」が経営する小規模な採掘場は依然として半数近くを占めてはいたものの、石炭・鉄鉱石ともに産出高では大規模な採掘場に遠く及ばなくなつていた。

表③ ディーンの森及びセント・ブライアヴルズ郡の人口推移 (Census of England and Wales, 1801-91. より)

	Forest of Dean		Hundred of St. Briavels	
		増加率		増加率
1801	3,325人		9,953人	
1811	4,073	22.5	11,565	16.2
1821	5,535	35.9	13,790	19.3
1831	7,014	26.7	16,092	16.7
1841	10,692	52.4	20,346	26.4
1851	13,566	26.9	23,823	17.1
1861	17,466	28.7	28,647	20.3
1871	20,555	17.7	32,809	14.5
1881	23,556	14.6	33,903	3.3
1891	23,752	0.8	33,477	-1.3

こうした中、大規模の採掘場に雇われる「自由な鉱夫」が増加し、その中でも、熟練職である「採炭請負人」butty と日雇い鉱夫という階層分化が顕在化し、その社团的・水平的結合は理想的なものに過ぎなくなってきた。⁹⁵ この結合関係を支えてきた「自由採掘権」もその意味を減じざるをえなくなったのであり、こうした事情がマウントジョイの証言に反映していたと考えて良いであろう。しかし、季節労働者の性格をつよめた下層の日雇い鉱夫にとって、この権利は、荒蕪地の共同放牧権とともに、兼業経済を支える基盤としてこれまで以上に重要であり、鉱夫の階層分化はこの点に関して深刻な意見の相違を生み出していたのである。⁹⁶

しかし、鉱夫の主張が汲み上げられたのは囲いこみへの同意までであった。74年7月10日に、委員会は以下の趣旨の報告をおこなっている。すなわち、この森における「自由採掘権は国王と、より広範な公的利益にとって有害」であり、それをコモン・ライトとともに廃止し、採掘場を国王の所有のもとに整理統合する途を模索すべきこと。そのために荒蕪地を囲いこみ、売却益をその補償として充てる必要があること、以上がその骨子である。⁹⁷ しかしながら、土地の利用方法にかんして、一部の土地をリクレーション用地として住民に提供すべしとの提言をおこなっている以外、ここではいかなる提案もなされてはいない。また、本来の委員会の目的であった衛生環境の悪化への具体的対応策についても、見通しさえ示されずに終わっている。ここでいう「公的利益」とは財政収入の増大のみを意味しており、これは政府がかねてから意図してきた御料地経営の合理化案にほかならない。すなわち、大規模な外部資本の導入による財政収入の増加という、政府の思惑に合致した報告だったのである。

これに対して、ただちに住民委員会が結成され、委員会案への反対運動がおこった。そして「森の住民」の権利があらためて主張されたのである。⁹⁸ しかし、激しい抵抗にもかかわらず、翌75年、委員会勧告にしたがい、大蔵大臣によりディーンの森法案 the Dean Forest Bill が議会に提出された。これは一種の囲いこみ法案で、コモン・ライトおよび自由採掘権を補償によって消滅させ、森を排他的な財産とした上で処分（すなわち廃林化）する権限を政府に与えるものであった。この段階で住民委員会は法案成立を阻止すべく、共有地保存協会に協力を要請することになったのである。協会は、ここでもディーンの森における自由採掘権とコモン・ライトの存在を根拠として囲いこみに反対した。「自由採掘権」は議会法でも確認され、権利の所在が明らかであったため、ここでの協会の活動は権利関係の立証よりも議会でのロビー活動が中心となった。協会と住民運動の圧力のもと、法案は一旦取り下げられることとなった。翌年、法案再提出の動きがあったものの、これも協会議長のショウ・ルフェーブルと大蔵大臣との書簡のやり取りがおこなわれるなどして、ふたたび断念された。政府側の断念の理由として、こうした圧力もさることながら、やはり「自由採掘権」が法律上明記された権利であったことが大きな意味を持ったようである。⁹⁹ 以降、政府と「囲いこみ委員会」による保全計画のもと、ディーンの森は保護され、先述のように1938年には国立公園に指定され、現在までその姿を残すこととなった。

さて、協会の介入により囲いこみ反対にあらたな性格が付けくわわった。「自由な鉱夫たち」は、囲いこみに条件付きで同意を与えたものの、委員会の意図が明らかになった時点で「自由採掘権」を根拠に囲いこみ反対へとたちかえった。その森への伝統的、排他的権利の主張には、外部からの大資本の参入による社会・階級構造の変化への抵抗、すなわち近代化への反抗という性格が一貫して濃厚

であった。一方、協会も自らが主張する自然環境の保護というあらたな「公共性」を、政府の主張する「公共性」＝近代化に対置した。そしてこれを実現するための手段として、コモン・ライトと、それと類似する「自由採掘権」の存在を主張したのである。囲いこみ阻止というかぎりで両者の共闘が成立し、これらの権利が「維持」されたまま森は保護の対象となった。しかし、その目的は全く別のところにおかれていたのである。伝統志向の排他的な権利の主張とあらたな公共性の理念との間の裂け目は、政府主導による開発の危機がひとまず去ったのちに繕いがたく露呈する。最後に、その後のディーンの森の権利と生活がいかなる変化を蒙ったのかを検討してみなければならない。

マウントジョイが委員会で証言したとおり、70年代には「採掘権」の取得は大半の炭鉱夫にとってかつての魅力を失っていたようである。それでも1875年4月の調査の時点で、「自由な鉱夫」の5分の1が採掘権を登録済みであった。²⁰登録申請が義務づけられるようになったのは38年法の規定によるのだが、その法はまた、採掘場のロイヤルティを規定し、支払い不足の累積の補填期限を法律が施行される1841年から21年後と定めていた。しかし、鉱夫の抵抗により期限は再度にわたって延期され、71年の裁定により「21年条項」は凍結された。これらの措置によって採掘権は生活手段の一部として意味を保ち続けることになったのである。しかし、1883年9月、政府は再び21年条項の復活と権利の補償による消滅とを骨子とする法案を提出する。この採掘権形骸化のころみに対して、ふたたび住民委員会が結成され、事態の紛糾は75年のそれを上回るものとなった。2,085名もの署名を集めておこなわれた議会への反対請願などにより、この法案は翌年撤回される²¹が、このことはあらたな公共性の理念と伝統的権利との両立のし難さを示すものと思われる。

他方、もう一つの伝統的権利である共同放牧権も、紛糾の火種として燻り続けたことを示す証拠が断片的ではあるが存在する。この権利の是非およびその解釈は、かねてから政府（Commissioners of Woods, Forests and Land Revenues）と住民との間の争点であった。50年代から60年代にかけてしばしば摘発がおこなわれ、両者の対立はいわゆるコモニング戦争 commoning war と呼ばれるほどに一時深刻化した。²²74年の調査委員会の報告でもこの権利が問題視されたものの、協会の介入でこの権利は容認され、状況は沈静化したように思われた。しかし、90年代にいたって、事態は大がかりな事件へと展開をみせる。一般に、御料地内では、狩猟用の鳥獣（この場合、おもに鹿が対象）の保護・育成を根拠に、放牧権は馬と山羊に限定されており、他の家畜（羊、豚、ガチョウなど）の放牧は認められてはいない。しかし、ディーンの森では19世紀には狩は全くおこなわれず、さらには50年に政府による鹿の一斉駆除がおこなわれ、この規定は全く形骸化していた。そこで、住民の主たる家畜である羊（Welsh Mountain sheep）の放牧は、しばしば制限を受けたものの黙認されてきた。

60年代と同様、90年代においてもコモン・ライトを行使していたのは、多くて50頭ほどの家畜を放牧する貧しい住民であった。1893年に新たな代理検査官に任命されたP. ベイリス Phillip Bayliss は、唐突に「違法な」羊の放牧への一斉摘発を敢行した。これはコモン・ライトの実質的停止を意図したものであった。この措置によりこれまで保たれてきた均衡がくずれ、「コモニング戦争」が再燃した。そして、羊による森の若芽の被害を食い止めるという理由で大規模な囲いこみが計画された。囲いこみは1897年3月に開始されたが、警官殺害事件（95年11月）と囲いへの一斉（98年4月3日）放火が相次いで起こり、ついに計画は断念を余儀なくされた。²³この計画で、羊の被害から保護すべき

対象は、もはやかつての狩猟鳥獣ではなく、森林の景観だったのである。

こうして、ディーンDeanの森およびセント・ブライアヴルズ郡の住民の生活の基盤は一挙に掘りくずされないまでも、しだいに圧迫を受けていくことになった。また、70年代以降問題化した人口過密と住居・衛生環境の劣悪さも、具体策が講じられることなく放置されたままとなった。先述の83年法案提出に対して、翌年におこなわれた議会への反対請願においても、採掘権への干渉に対する抗議に並んで、一向に改善されない宅地不足による居住環境の劣悪さについての苛立ちが目を引く²⁰。こうした状況の下、前掲の表③からもわかるように、90年代にいたって郡の人口減少が生じることになる。環境保護のもとで、住民たちはそれまで「自分たちのもの」であった森にたいする権利を失いつつあった。保全の対象となった土地は、私権が入り込めない「囲いこまれた」地となりつつあったのである。

註

- (1) この権利の起源ははっきりしないものの、13世紀末にはほぼそのアウトラインはできあがっていたと見られる。その権利を明記した現存する最古の記録として1687年に書かれたものがあり、これを19世紀の鉱夫らはその名の由来は不明だが「デニスDennisの書」Book of Dennis と呼んでいた。以上、C. E. Hart, *The Free Miners of the Forest of Dean*, 1953. esp. Ch. 11.
- (2) Shaw-Lefevre, *op. cit.*, pp. 174-7.
- (3) 父親が「自由な鉱夫」ではない場合、他の地縁的条件をみたしていても、「自由になる」ためにはさらに7年間の徒弟修行が必要とされていた。以上、C. Fisher, *Custom, Work and Market Capitalism: the Forest of Dean Colliers, 1788-1888*, 1981, pp. 6-7. 本章の以下の記述は本書に多くを負っている。
- (4) 採掘場は「自由な鉱夫」4名を単位として、それに鉱夫の息子や徒弟を数名加えて経営されるのが普通であった。この4人組をヴァーン *vern* といい、5人目の仲間として国王が想定されていた。したがって、国王へのロイヤルティ支払い、収入の5分の1とされていた。 *Ibid.*, p. 8.
- (5) 鉱夫らによる鹿の密猟もしばしばおこなわれたとされているが、それ以上に樫材の密伐採を政府は深刻に見ていたようである。また、土地の不法占拠に関して、1788年に調査がおこなわれ、約1400箇所、計1350エーカーの占拠の実態が明らかにされている。これら不法占拠者 *cottager* の土地は、のち1838年法に関連しての政府の妥協策によって、40年～45年にかけて名目的程度の金額で自由土地保有化されていくことになる。しかし、その場合、御料地内の土地の保有者にたいする共同放牧権は認められてはいないというのが政府側の見解であり、のち紛糾の種となる。また一般に、御料地が廃林化された (*disafforested*、すなわち国王の特権が売却され、森林法の適用が解除される) 場合でも、コモン・ライトは存続する。以上、Fisher, *op. cit.*, pp. 10-13.
- (6) *Ibid.*, p. 7.
- (7) この過程を押し進めた「よそ者」*foreigner* として、E. プロザロ Edward Protheroe という人物がしばしば記録にあらわれる。かれは次々と蒸気機関を用いた排水用の機械を導入し、深い層の採掘を可能とした。また、かれはthe Severn and Wye や the Bullo Pill 鉄道の大株主でもあった。これらの鉄道は1810年から営業を開始し石炭の運搬に活躍した。H. W. Paar, *The Great Western Railway in Dean*, 1971 (2nd. ed.), Ch. 2.
- (8) 政府による森林管理の合理化策として、1810年恒常的役職としての Commissioners of Woods, Forests and Land Revenues が大蔵部のもとに創設され、以降、この下に置かれた代理検査官 *deputy surveyor* が、これまでは別々の業務としておこなわれた御料林管理と炭鉱管理を統合して実務を担うことになった。政府による合理化策の最大の目的は炭鉱の開発による財政収

入の増大であり、そのための大規模な操業を可能とするために、外部資本の積極的な導入を図った。しかし、St. Briavels 外出身の炭鉱所有者は、採掘権を「自由な鉱夫」から買い取るか賃貸して参入してきているのだがその「法的」立場は常に不安定なままであった。もう一つの外部からの資本出資者の不満は、莫大な資本が投下された採掘場の周辺で「自由な鉱夫」による採掘がおこなわれ（これはしばしば「よそ者」への牽制のために意図的におこなわれた）、台無しにされてしまうおそれが常につきまとっていたことであつた。Commissioners of Woods, Forests and Land Revenues 側もこのことを認識していたようである。この委員会は御料地上にある諸権利に関して詳細な調査をおこない、その結果を1829年に財務部にたいして報告している（その結果は Report from the Commissioners of Woods, Forests and Land Revenues to the Lords of the Treasury, recommending measures for ascertaining the Boundaries of Dean Forests, and for inquiring into the Rights or Claims of persons calling themselves Free Miners, 1829, *Parliamentary Papers*, 1830, X X I X.）その中で、「「自由な鉱夫」と自称する者たちによる漠然とした、そして相互に矛盾する主張によって、森に資本を投下している個人々人への損失と不都合のみならず、国王陛下の利益にとつても大変な損害がもたらされており、またその弊害は日々つづけている」との記述がある。Ibid., p. 3. 以上は、Fisher, *op. cit.*, pp. 22-29.

- (9) この事件については、R. H. Grove, “Colonial Conservation”, p. 32, Fisher, *op. cit.*, pp. 36-42. 参照。この事件参加者への処分は概ね寛大なものであり、首謀者であるウォレン・ジェイムズ Warren James も減刑され、New South Wales への終身流刑となった。また、この事件がいわゆる Captain Swing 暴動の中でしめた位置については次の文献を参照。R. Anstis, *Warren James and the Dean Forest Riot*, 1986.
- (10) この法律により、Mining Commissioners が任命され、1841年に採掘権の登録状況に関する調査結果が公表されている。また、この法律によってこの権利の質が決定的に変化した。なによりも重要なのは、登録された「自由な鉱夫」による権利の売却、抵当の設定、およびその貸借を認めたことである。これは法律制定以前のものについても遡及的に適用された。このことは「権利」の私有財産化に等しいものである。また、この権利の発生に関する血縁的規定も破棄され、「自由な鉱夫」となるための条件は、ハンドレッド出身であることと、1年と1日の徒弟修行を終えることのみとなった。さらに、他人の採掘場で働く場合は必ずしも「自由な鉱夫」である必要もなくなった。しかし、このことは、すでに進行している事態の追認にすぎなかっただろう。このように、「自由な鉱夫」の排他的な性格はほとんど失われた。しかし、このことによって、鉱夫と森林所有者（国王）との関係は通常の採掘場における地盤所有者と経営者との賃借関係となったわけではない。「自由な鉱夫」はあいかわらず御料地内であれば、「いつ、どこでも」採掘する権利を保持していたのであり、このことはディーンの森の開発をすすめるうえで障害であり続けたのである。Fisher, *op. cit.*, pp. 30-1, Shaw-Lefevre, *op. cit.*, pp. 179-80.
- (11) 表④にみるように、38年法の規定により45年までは住民への名目的な価格での土地の売却（不法侵害地の合法化）がおこなわれてきた。しかし、それ以降は土地の周辺住民への売却はほとんどおこなわれ（1859年の売却の大部分は South Wales Railway Company にたいするものである）なかった。さらに、表⑤に見るように平時の御料林内の有罪者の過半数は「不法侵害」によるものであつた。
- (12) 地方衛生委員会 Local Sanitary Board 委員 Arnold Taylor の調査報告は “Report from the Select Committee on Dean Forest” Appendix no. 2, *Parliamentary Papers*, 1874, V, pp. 758-63. に収録されている。
- (13) この人物は、ディーンの森の鉱夫組合 (union club) の初代議長をつとめた人物である。この組合は1871年に結成され A A M (Amalgamated Association of Miners) の下部組織として、70年代前半には、13の支部4500名のメンバーを数え、74年の総選挙においては労働者独自候補の擁立を試みるなど活発な活動を展開した。フィッシャーによると、これは基本的には採炭請負人 butty が組織する組合であつた。採炭請負人とは炭鉱所有者に出来高賃によって恒常的に雇われ、不熟練労働者である日

雇い鉱夫 dayman と契約を結び、採掘チームを組織化する。他方、日雇い鉱夫は不定期に雇われる季節労働者の性格をつよめており、この組合の設立自体、ディーンの森の鉱夫の間に明確な階層格差が生じていたことを示している。なお、この組合は80年代にゼネラル・ユニオン化するが、1885年にはほぼ解体している。Fisher, *op. cit.*, pp. 73-105.

表④ ディーンの森御領地の売却状況 (1840-1871)

Year ending	Acreage a. r. p.	Price per perch
12/31 1840	10 3 25	4d
1841	210 2 39	4d
1842	79 3 15	4d
1843	194 3 7	4d
1844	19 1 8 1/2	4d
1845	55 2 16	4d
1846	-	-
1847	-	-
1848	-	-
1849	-	-
1850	-	-
3/31 1852	0 0 1	-
1853	-	-
1854	-	-
1855	1 1 3 1/2	-
1856	0 1 33	-
1857	2 0 19	20s
1858	7 3 39	15s
1859	38 3 21 1/2	13s
1860	8 1 9 3/4	22s
1861	8 3 4 1/2	25s
1862	3 3 33 1/2	31s
1863	2 3 20 1/2	34s
1864	0 3 11	16s
1865	0 2 12 1/2	76s
1866	1 2 0	40s
1867	4 3 18 1/2	20s
1868	1 36	36s
1869	2 1 24 1/2	33s
1870	1 14 1/2	42s
1871	1 20	31s

(Returns Relating to Dean Forest,
Parliamentary Papers, 1872, XXXVI, p. 188.)

表⑤ ディーンの森野裁判所
(the Court of Verderers) における
有罪者数の推移 (1846-1871)

Year	Land encroachments	Others
1846	6	4
1847	4	6
1848	19	3
1849	8	2
1850	11	6
1851	9	2
1852	21	8
1853	19	2
1854	18	4
1855	11	4
1856	27	33
1857	14	15
1858	6	22
1859	10	33
1860	5	8
1861	2	1
1862	8	3
1863	-	-
1864	8	16
1865	6	3
1866	10	3
1867	12	5
1868	5	3
1869	4	5
1870	11	-
1871	4	2

Proceedings of the Court of Verderers,
PRO, F. 16/21 (Chris Fisher, *op. cit.*, p. 109による)

(14) 以下は、マウントジョイがおこなった委員会での証言 (1874年6月12日) の抜粋である (下線は筆者による)。

- Q. 2229 この森の中に、囲い込まれていず、また樹木育成の為にも用いられていない荒蕪地がどのくらい残っていると思いますか。— 数千エーカー残っていると思います。
- Q. 2230 これらの土地が小区画で売りに出されれば、森の住民が購入すると思いますか。— はい。
- Q. 2231 家を建てる為にですか。— はい。
- Q. 2234 家の中が余りにもひどく混み入ってしまってる事例を多く知っていますか— はい。
- Q. 2242 そこで、森の土地が小区画で売りに出されれば、住民たちは容易に買うことが出来ると言うわけですね。— はい、ただし、適切な価格で売られればですが。
- Q. 2243 どれくらいが適切な価格だと考えますか。— 最良の土地で、1パーチにつき5シリング程度でしょう。
- Q. 2247 御料地が売りに出されたとして、誰に買う権利を与えるべきと考えますか。優先権を与えるべきでしょうか、あるいは公売に掛けるべきでしょうか。— 森の住民は断固として公売に掛けることに反対します。なぜなら、彼らが言うには、裕福な資本家がやってきて買い占めてしまうからです。それは裕福な者をより裕福にし、貧乏人をより貧乏にする様な

ものです。

Q. 2248 どのように売却すれば良いのでしょうか。誰かに優先権を与えるべきと考えますか。—私はこの問題に関して鉱夫達の集会を幾度となく開いてきました。それにはそれぞれ5000名もの鉱夫が参加していたのですが、彼らはどこでも全員一致して次のように言うのです。すなわち、国王陛下の森で生まれ育った住民に最初に選択権が与えられるべきだと。

〔中略〕そして、彼らに売った後で土地が余っていれば、ディーンの森に定住し、地方税を払い、炭鉱で3、4年働いた者であれば誰にでも、土地の一部を売ってもいいだろうと。

Q. 2249 森の住民が優先権を持つべきだというのはですね。—そうです。〔中略〕この点に関して森の住民の意見は一致しています。

Q. 2252 あなたは、コモン・ライト保持者ですか。—はい。

Q. 2253 これらの荒蕪地を売りに出す際、コモン・ライト保持者らは反対し、自らの権利を主張しようとはしないのでしょうか。—はい、そうは思いません。あなたが午前中にお読みになった請願書でそうではないことはおわかりになると思います。

Q. 2254 あなた自身コモン・ライトをお持ちですね。—はい。

Q. 2255 その権利を行使していますか。—はい。

Q. 2256 もしも、森の土地のいくらかを買うことができれば、それらの権利を放棄しますか。—はい。

Q. 2261 ということは、ディーンの森のコモン・ライトの問題は、荒蕪地を売却することで容易に解決し、回避しようと言うわけですね。—はい、そう思います。

Q. 2301 劣悪な居住状況が森林内の住民のモラルに及ぼしている影響について、知っていることを話してくれますか。—〔中略〕ディーンの森での居住状況の悪化は、非道徳性と最も忌まわしい行為へと人々を駆り立てていると思います。私はこのような例を知っています。私の住む地方で噂されたことなのですが、ある娘が兄弟との間に何人かの子供をもうけたとのことです。また、自分の娘たちと近親相姦に及んだ数名の父親の例も知っています。こうした状況は嘆かわしいことですし、改善していかなければならないでしょう。

Q. 2302 シングフォードには民生委員はいないのですか。—ここ3年間、政府によって任命されております。

Q. 2303 そうした状況を改善するのに無力なのですか。—ある程度までは寄与していると思います。

Q. 2304 本当に対応し得ているのでしょうか。—はい、そうだと思います。しかし、この問題について、何ができるのでしょうか。委員が私の家にやってきて、三世帯がそこで暮らしているのを見たとしましょう。彼らはどこへ行くべきなのでしょう。行くところなどありません。我々にはもっと多くの家が必要なのです。より多くの家を手にいれるまで、こうした状況を取り除く方法など有り得ないのです。

Q. 2312 あなたはこの価格「1パーチにつき5シリング」で土地を売り出し、森で生まれた住民が優先されるべきだと提案するのですね。—はい、最初に申し上げたとおりです。

Q. 2314 そうした措置はすでに土地を持っている者にさらに土地を与え、今よりも不平等を拡大することになりはしませんか。—そのようなことにはならないと思います。なぜなら、私が出席した集会で次のような趣旨の決議が行われているからです。それは、金持ちであろうと貧乏人であろうと、1エーカー以上の土地を買うことは認めないというものです。

Q. 2338 あなたは、入手する価値があると考える採掘場がもはや無いのだから、採掘場への申請を決してしないと仰いましたね。〔中略〕—申請するだけの価値がある採掘場は既に申請されてしまっているし、またすでに登録されているのです。あえて申しますが、残っているものに対して2.5ペンスも支払う価値はないでしょう。

- Q. 2375 「自由な鉱夫」についてですが、あなたは現在何人が登録されているか知っていますか。－いいえ。
- Q. 2377 あなたは、採掘場を現在所有してはいない「自由な鉱夫」の権利を2.5ペンスの価値もないと言いましたね。－質問の意味がわからないのですが。
- Q. 2378 採掘場を持たない「自由な鉱夫」の権利は2.5ペンスの価値もないと言ったのではないですか。すでに、良質の採掘場はすでに占有されてしまっているということですね。－私は、いまや手にはいる採掘場は殆ど無いと思うと言ったのです。
- Q. 2379 つまり、あなたにとって、2.5ペンスの価値のある採掘場を手に入れることは不可能だということですね。価値のある採掘場は全て取得されてしまっているということですね。－間違いありません。
- Q. 2384 良質の採掘場を手に入れるチャンスはないのですね。－はい。
- Q. 2385 「自由な鉱夫」として採掘場を手に入れる機会を与えられていることをどれくらい価値のあることと思えますか。－大して価値があるとは思えません。
- Q. 2387 私が、あなたにソブリン金貨を差し上げ、採掘場に対するあなたの権利とあなたの子供達の権利の両方を放棄するよう頼んだら、あなたは放棄しますか。－はい、採掘場を手に入れるための権利でしたら。
- Q. 2388 それくらいあなたに与えられた機会は取るに足らないと言うことですね。－はい。
- Q. 2439 ここで、「自由な鉱夫」のことからコモン・ライト保持者のことに移りたいと思います。そこにはたくさんの保持者がいますね。－いいえ、それほど多くはありません。
- Q. 2440 かれの権利はどんな家畜を放牧させるためのものなのですか。－私の理解が正しければ、馬、牛、豚それにガチョウです。
- Q. 2454 では、羊に関してですが、そこではたくさんの羊が飼われていますね。－はい。
- Q. 2455 誰が羊の放牧をしているのですか。－羊を飼っている鉱夫はたくさんいます。
- Q. 2456 炭鉱の所有者のことですか。－いいえ、坑夫です。羊を飼っている者たちは、総勢50名に達すると思うのですが、炭鉱で規則正しく働きもしないし、そのようなことをおかまいなしの連中です。
- Q. 2468 彼らがいかなる権利を有しているようがいまいが、これらの権利は容易に規定し、取り除き得ると考えるのですね。－はい、しかし、ディーンの森が廃林化されないとするならば、これらの人々が放牧する権利を排除すべきではありません。
- Q. 2469 彼らには羊を放牧する権利など無いのだから、阻止すべき事なのではないのですか。－阻止すべきだとは申しませんが。
- Q. 2544 この森の他の部分は囲いこまれるとしても、一部の土地はリクレーション用地としての価値があるとおもいますか。－保存しておくべき地域があると思います。
- Q. 2545 そこが美しい場所だからですか。－はい、また古さ故に価値があるからです。
- Q. 2546 美しさと古さ故にあなたが保存しておくべきと考えるところを除いて、御料地に関する限り、なら制限を設けることなく売却されるべきだと考えるのですね。－制限を設けなければならない理由が私にはわかりません。
- Q. 2547 コモン・ライト保持者たちの権利は考慮するに値しないと考えるのですね。－その権利は放棄され得ると思います。あなたが読まれた請願書に明確に書かれているように、コモン・ライト保持者たちも、御料地が売却されるならば自ら進んでその権利を放棄することでしょう〔中略〕。
- Q. 2549 実際のところ、残りの土地は囲いこみをしてしまっただけで構わないと考えるわけですね。－はい、そうです。囲いこんだ

方が有益だと思います。

Q. 2550 コモン・ライトはなんらかの方法で処理され、消滅されるべきだと主張するのですね。—はい。

Q. 2551 あなたは、それが森の住民の世論だと思いますか。—7,000から10,000名もの人々と集会を通じてつき合ってきた経験から、それこそが優勢な見解であって、人々もそう決意していると言って良いと思います。

Q. 2552 それは1エーカーの区画で、森の住民達に土地が売却されるという条件付きです。—はい。

“Report from the Select Committee on Dean Forest”, *Parliamentary Papers*, 1874, V, pp. 678-693.

(15) Fisher, op. cit., pp. 54-9.

(16) マウントジョイの考え方はかれの自伝に詳しく述べられている。かれは、リスペクタビリティ respectability、節制 sobriety、自助 self helpといったヴィクトリア時代の徳目の熱烈な信奉者であり、伝統的な生活原理に恋々とし、コモン・ライトなどの慣習に依存する貧しい抗夫にたいしてはきわめて冷淡な姿勢（たとえば、ディーンの森委員会Q. 2456への回答も参照）を示している。そして、これらの価値規範と規律とは組合活動を通じて育まれるとの信念をもち、組合活動を通じての労使協調の可能性に関してもきわめて楽観的であった。T. Mountjoy, *Sixty-two years in the Life of Forest of Dean Collier*, 1887, pp. 38-9. かれにとって、伝統的権利の放棄と引き替えにした土地の取得は、鉱夫の自立化の手段だったのである。しかし、他の鉱夫との考え方の相違は委員会の証言中にもすでに鮮明にあらわれている。マウントジョイに続いて証言に立ったリチャード・ヒューレット Richard Hewlett、ジョン・マイルズ John Miles の2名の「自由な鉱夫」は、マウントジョイの証言とは著しく対照的な（とくにヒューレットはマウントジョイの証言を聞いた上で、反証を試みている）証言をおこなっている。かれらにとって、「自由採掘権」と放牧権（コモン・ライト）とは、金銭や土地その他、いかなるものにも代え難い「森の住人としての権利」なのである。“Report from the Select Committee on Dean Forest” Q. 2624-34, 2639-42, 2709-19, 2722-2726., *Parliamentary Papers*, 1874, V, pp. 693-695.

(17) 以下は、「ディーンの森調査特別委員会」の勧告である（下線筆者）。

1、新たな法案を次の会期に提出するよう政府に勧告する。その法案は以下の目的を遂行するための委員会設立を目的とするものである。

a) ディーンの森におけるコモン・ライトを確定しそれを補償し消滅させる。

b) 国王の財産を増大させるのに益するべく、森の中に道路を建設するあるいはそのために寄与する。

c) 公衆のリクリーションの為に（スピーチ・ハウス付近の土地も含めて）土地を確保する。

d) 略

e) 住居建設や、コモン・ライト保持者への補償の基金や道路建設費用、そして委員会の費用を燃出するために御料地を売却する。

d) シンダフォードやその他の人口が密集した町の衛生状態を調査し、その改善のためにいかなる措置が適切かを確定する。

2、提案される法案は以下の趣旨の条項を含むこととする。

a) 上記の権限（コモン・ライトの範囲確定とその廃止にかかわるものを除き）の行使にあたって、財務部あるいは Commissioners of Woods の了承を得るべきこと。

b) 御料地以外の王領地に関して、31年を越える借地権を設定、あるいは土地を売却する Commissioners of Woods の権限を、ディーン

c) 略

d) 提案されている法案成立後に出生した者は、何人たれども「自由な鉱夫」として登録される権限を有しない。しかし、

御料地購入に際して、「自由な鉱夫」としての権利を放棄した者に対しては、購入資金の一部が払い戻される。

3、提案されている法案通過後、3年以内に上述の委員会による裁定あるいは報告が行われるべきである。

4、以下の条項が設けられるのが望ましい。すなわち、通常の炭鉱所有者が保証されているような貸借条件にもとづいて炭鉱が貸借され、操業されるようにするため、適切な条件の下に、折々取得される採掘場への権利は買い取られ、国王の信託人に委ねられるべし。“Report from the Select Committee on Dean Forest”, *Parliamentary Papers*, 1874, V, pp. 575-576)

(18) 住民委員会は、委員会勧告に対して4つの修正の請願をおこなっている。

1、住民は新たに創設されるであろう委員会に参加権を保証されること。

2、委員会は森の住民の権利を補償し消滅させる権限をなんら有さないこと。

3、土地の競売あるいは他の手段によって、コモン・ライトその他の地方的権利を有さぬ「よそ者」への売却を行わないこと

4、森のいずれの荒蕪地のみ売却さるべきこと。それも、小規模かつ適切な価格で、すでに近隣に住居や土地を取得している人々のみにたいして、その居住環境を改善する目的でおこなわれるべきこと。

Forester, 1 April 1875, Fisher, *op. cit.*, p. 124. の引用による。

(19) 以上の過程について、Shaw-Lefevre, *op. cit.*, pp. 181-2. 参照。また、ケンブリジ大学クリスト・カレッジの3名のフェローも純粋に自然保護の目的からディーンの森の開かれた土地の個人所有にたいして反対を表明（1875年3月）している。

(20)

表⑥「自由探掘権」の登録数

	coal and iron
~1838年	816名
1838/12-1873/12	343名
~1875/4	445名
	1604名
	-630名 (死去、転出)
	974名

Fisher, *op. cit.*, p. 131. より作成

(21) Mining Commissioner 規則（1841年）は、第4項で登録者が一定期限内に操業を開始しない場合の登録取り消しの規定をしている。さらに、第13,14項は毎年のdead rent（想定される産出高に基づいた最低限の royalty）支払いを義務づけ、21年後の dead rent の改訂時を累積した不足分=short-workings の補填の期限としていた。しかし、以下のようにその規定は適用されてはこなかった。

1863/8通達：41年登録分の補填期限を10年延長（73/8を限度）

1867/7通達：第4項の実施

1871年裁定：21年期限の凍結（補填の無期限化）

しかし、1883年9月の政府による新法案提出により事態は深刻化し激しい反対運動が展開される。以上、*Ibid.*, pp. 130-9.

(22) 1856年に代理検査官の職に就いた James Campbellは、就任早々に keeper の1人がコモン・ライト保持者らの家畜を傷つけたかで告発をうけ、Newnham の州裁判所に召喚され、保釈金をつんでようやく釈放されるというゆゆしい事態に遭遇した。こうした望ましからぬ事態に対してキャンベルは以下の反撃を試みた。まず、御料地内にのみに土地を保有（40年~45年にかけて自由土地保有化されたもの）しているものによる放牧を違法として摘発することがそれである。摘発は頻繁におこなわれ、1859年に無資格にもかかわらず放牧をおこなったとして捕らえられた飼育者15名の記録が残っている（*Deputy Surveyor to Commissioners of Woods, Forests and Land Revenues*, 17 March, 1859, PRO, F. 3/263, Fisher, *op. cit.*, p. 149に引用）。もう一つ

とられた措置は、冬季の森林内巡回の強化である。冬季の、いわゆる winter heyning（通常、11月22日から5月4日までの「冬季」の間、狩猟用の鹿に十分な食料を供給するため、御料地での放牧は禁止されていた。さらに鹿の禁猟期=fence month、すなわち old Midsummer Day=7月6日の前後それぞれ15日間、にも禁止されていたから、ほぼ6カ月間のみ共同放牧権の行使が許されていた。）の禁止期間中の放牧の摘発は、これまでほとんどおこなわれてこなかったが、キャンベルはこれを熱心におこない、keeperと住人との間の紛争が日常化した。Ibid., pp. 148-54.

(23) P. ベイリスが Commissioners of Woodsにたいしておこなった1898年の報告によると、この時点で森林内で羊を放牧していると考えられた236名中、190名は頭数50頭に満たない小規模な貧しい住民であった（Deputy Surveyor to Commissioners of Woods, Forests and Land Revenues, 7 June, 1898, PRO, F. 3/264, Fisher, op. cit., p. 148の引用による）。この過程についても、Ibid., pp. 164-71. に詳しい。

(24) この請願の内容は Petitions in Favour of and Opposed to the Dean Forest Bill, 1884, PRO, F. 3/313, Fisher, op. cit., p. 139. による。

おわりに

工業化と都市化が急速にすすむの中で、議会で最初に自然環境保護の必要性が主張されたのは1833年のことであった。この主張は、都市労働者の健康状態のみならず、その道徳性をも改良する必要性に発したものであり、この目的意識は後の運動にも受け継がれていく。世紀後半のミドルクラスを中心とするヴォランティアな組織の活動はこの理念を具体化するものであった。

この時期の運動のもう一つの特徴は、保護されるべき自然の土地を共有地という、権利関係の錯綜した土地に求めたことである。とくに共有地保存協会は土地に残存するコモン・ライトを自ら調査し証明するという戦略を採用し、多大な成果をあげた。それはまた、後のナショナル・トラストのような財政的、大衆の基盤に乏しいこの時期の諸団体にとって唯一可能な現実的戦略でもあったろう。そして、それは自然の開かれた土地をもつばら資源 resources として捉え、それを開発することのみ「公共性」を見いだしてきたこれまでの考え方から脱却し、土地を共有財 commons とする考え方を具体化する先駆ともなった。

しかし、この運動はもう一つのコモン、すなわち自らが発掘し証明したコモン・ライトを結局は否定する方向にむかざるをえなかった。それを公共性の範囲の拡大として、あるいは環境保護思想があらたな公共性の次元を切り開いたとしてかたづけしてしまうのは易しい。しかし、これはその土地で営々とおこなわれてきた生活史の基盤を掘りくずす、性急な公共性の要求でもあった。

こうしたことは、本稿で論じたディーンの森に限られたものではない。同様の事例についてはN. マクマスターが、論文「マウスホールド・ヒースを巡る争い」で論じている。マウスホールド・ヒース Mousehold Heath はノリジ市北東部郊外にひろがる200エーカー足らずの荒蕪地である。ここでは、かねてから「貧民による野蛮な娯楽」がおこなわれてきたとされ、1857年にノリジ市議会はこの地を「文明的な」娯楽の地にかえるべく「公園化計画」を決議した。地盤所有者はノリジの主教座聖堂参事会であったが、経済的にほとんど利益を生まないこの厄介な不毛の地を市側に譲渡することに64年12月には同意していた。この時点では市による公園化計画は順調にすすむように思われた。

しかし、このヒースに隣接する1000人足らずのポックソープ Pockthorpe の住民がこの地に対するコモン・ライトを主張して、頑なに計画に反対したのである。この貧しい集落の住民は1844年の時点ですでに住民委員会を設立し、ヒースからの鉱物採取を管理、制限してきた。住民にとって、このヒースは生業である煉瓦作りの原料を供給する生命線だったのである。しかし、次第に大がかりとなる土砂の採取によって、ヒースの景観が損なわれるとの危惧が市のミドル・クラスの間に広がり、かれらの働きかけも公園化計画の推進力の一つとなったのである。

公園化計画と、そのためのヒース囲いこみに対して住民側は執拗に抵抗し続けた。それは1881年4月下旬から2ヶ月間に及んだヒースの占拠に象徴され、300名を越える参加者はヒース周辺に塹壕を掘り巡らし、警察による強制排除にも抵抗したとの記録が残っている。抵抗は実力行使のみならず、コモン・ライトの有無をめぐる高等法院衡平法部 Chancery での法廷闘争におよんだ。市側は1880年3月に共有地保存協会の創設時からのメンバーであり、弁護士のパ・H・ローレンス Philip Henry Lawrence を代理人として法廷闘争に臨んだ。ここでのかれの役目は住民のコモン・ライトの主張を否定することであった。一方、住民側も弁護団を組織しこれに抵抗、裁判は3年にもおよんだ。結局、市側の主張が認められ、83年には議会でも囲いこみ案が承認され、公園計画が決議されてから4半世紀にも及ぶ紛争はついに決着をみた。翌年4月には12名の管理者 conservators が任命され、これに対する住民側の散発的な抵抗が続けられたものの、市は造園事業開始によりやくこぎつけた。以上がこの事件の概略である。

マウスホールド・ヒースの場合、市当局を中心とする環境保護運動の側が、囲いこみの主体となるという逆の構図をなしている。地盤所有者による囲いこみ、開発の脅威がないかぎりコモン・ライトの発掘、証明は意味をもち、むしろそれは否定し、排除すべき対象でしかなかったのである。じじつ、保存協会創設者のショウ・ルフェーヴルはその著作の中で、協会によるコモン・ライトの主張は囲い込みを防ぐ「手段」にすぎず、その目的は「表向きはコモン・ライト保持者の利害のためであるが、じじつは全く異なるところにあるのだ」と明言しているのである。

この時代に環境保護運動の中心を担ったミドル・クラスの社会運動家にとって、コモン・ライトと、それに依拠して共同体の慣習的な繋がりの中で生きることは否定され、改良されるべき対象だったのである。その姿勢は運動を動機づけた下層大衆の道徳的改良という目標とも通底するものであった。かれらが大衆を引き離そうとした「野蛮な」娯楽は、都市に移植された共同体的遺習に他ならなかったのである。その意味で、19世紀の環境保護運動はミドル・クラスを中心に繰り広げられた改良主義運動の一環をなすものとして理解されるべきである。そして、彼らが回帰を願った工業化＝近代化以前の古き良きイングランドは、そして都市の下層大衆に供給されるべき「農村」は、しかしながら伝統的権利や利害がいったい存在しない理想化された空間だったのである。他方、伝統的権利にしたがって生活してきた地域の住民にとっては、この新たに示された「公共性」は、その権利の否定という点では、近代化＝囲いこみによる資源の開発と選ぶところがなかったのである。

註

- (1) N. MacMaster, "The Battle for Household Heath: "Popular Politics" and the Victorian Public Park" , *Past & Present*, No. 127, May 1990. pp. 117-54.
- (2) Shaw-Lefevre, *op. cit.*, pp. 324-5.